

安中市立第一中学校 部活動活動方針 (抜粋)

平成31年 4月 8日

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定と情報発信

- ① 毎年度当初に部活動の活動方針を検討し、職員会議等で全職員が方針を確認し共有理解・共通行動を行う。
- ② 活動方針については、ホームページでの公表や、PTA総会、学校通信等で地域や保護者に説明し、ご理解をいただけるよう努める。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教師の数、活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する
- ② 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認し、各部の活動内容を把握に務める。生徒の安全確保、教師の過度な負担とならないよう、適宜指導・是正を行う。
- ④ 顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を策定し、校長に提出する。また、部の活動方針について保護者に説明し、部活動の適切な実施について理解を得るとともに、活動計画又は練習計画や試合日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得られるようにする。

(3) 部活動の設置について

- ① 運動部活動について、人数不足で団体での参加ができない場合には、近隣との合同部活動もあり得る。また、原則として2シーズン連続で団体戦又は個人戦で新人大会への参加ができない運動部活動は廃止を検討する。
- ③ 本校に部活動の設置がなく、社会体育等で活動を行い、中体連主催の大会への参加を望む生徒がいた場合には、参加を認め、大会要項に沿った引率も行う。
- ④ 文化部では所属生徒数が極端に少なくなったり、また所属する生徒がいなくなった場合には、部活動の統廃合を検討する。
- ⑤ 2019年度は、以下の部活動を設置する
 - ・新体操(女子)、軟式野球、ソフトボール(女子)、サッカー、バレーボール(男子)
 - バレーボール(女子)、バスケットボール(男子)、バスケットボール(女子)、ソフトテニス(男子)、ソフトテニス(女子)、卓球(男子)、卓球(女子)、剣道(男子)、剣道(女子)、陸上(男子)、陸上(女子)、吹奏楽、文芸、美術、演劇、〔スキー、水泳〕

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ① 部活動の実施に当たっては、文部科学省作成の「運動部活動での指導のガイドライン」、県教委「適正な部活動の運営に関する方針」および「安中市適正な部活動の運営に関する方針」に則り、部活動を運営する。

(2) 体罰等の許されない指導の未然防止

部活動での体罰は、学校教育法11条に示されているようにこれを禁止する。

3 適切な休養日の設定等

(1) 適切な休養日等の設定

生徒のバランスのとれた生活と成長の確保の観点、教員の負担軽減や長時間労働の解消・多忙化の解消のためにも休養日や活動時間等を設定することが重要である。

①休養日の設定

- ア 平日の休養日は原則月曜日とする。休養日は朝練習を含む全ての部活動を行わない。
- イ 土・日曜日のいずれか一日は休養日とする。但し、大会参加や練習試合等によりやむを得ず土・日曜日の両日に部全体の活動として部活動を実施する必要がある場合には、翌金曜日までの間に振替休養日を設ける。原則として、土・日曜日のどちらか一日に大会もしくは練習試合を行った場合、他の一日に練習のみの活動は行わない。
- ウ 月曜日又は金曜日が国民の祝日や祝日の振替休日になった場合には、その日を平日の休養日として扱う。土・日曜日を含め三日以上休日が続く場合には、大会以外は二日以上休養日を設定する。大会等でやむを得ず二日以上活動する場合には、代替休養日を設定する。

②長期休業中の休養日の設定

- ア 夏休み等長期休業中は土・日曜日を休養日とする。但し、大会参加や練習試合等によりやむを得ず土・日曜日に活動を行う場合には、平日に休養日を振り替える。
- イ 夏休み中の「学校閉庁日」は原則部活動を行わない。前後の土・日曜日を含め長期の休みを設定する。
- ウ 長期休業中の活動時間は3時間程度とする。特に夏休みの熱中症等が心配される季節は生徒の健康状態を常に観察し、適宜休憩時間を設定する。活動時間には準備・片付け・休憩の時間は含まないものとする。
- エ 学校が閉庁になる期間は、部活動は実施しない。
(平成31年8月13~16日、12月28日~平成32年1月5日)
- オ 中体連主催の関東大会及び全国大会へ出場するために、やむを得ず土・日曜日に練習を行う必要が生じた場合には、3時間程度の練習を認める。

③活動時間

- ア 平日は2時間程度で活動を終えることとする。また、学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)では、3時間程度で活動を終えることとする。(活動時間には休憩時間や準備・片付けの時間は含まないものとする。)

(2) 朝練習の実施

- ① 生徒が目的意識と自発的な意欲をもって自主的に取り組む朝練習は認める。参加については希望者とする。活動時間は準備時間を含め午前7時20分より8時までとする
- ② 集金日は朝練習を行わない。

4 経費について

- (1) 活動にかかる経費を生徒会費からの補助金および安中市からの補助金、および保護者会費等を当てる。
- (2) 各部において活動費を徴収する場合には、保護者の理解を得た上で金額を決定する。また、年度末には会計報告を行う。
- (3) 大会へ参加する場合の選手輸送については、市保有のバスや借り上げバス又は保護者の送迎等で行う。中体連主催の県大会出場にかかる選手輸送費については、安中市補助金を活用する。不足する場合には、各部で負担する。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 各種大会への参加について
校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や保護者、顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- (2) 中体連や教育委員会及びJOCなど公的団体が主催ではない県外大会への参加について学校として、保護者の経済的な負担や生徒・保護者・顧問の負担について検討を行う。最終的に大会への参加の有無については、管理職・顧問・保護者等で協議を行い決定する。

6 その他

- (1) 部活動活動方針については、校内運営委員会と学校評議員会を合わせた部活動検討委員会で活動方針について協議を行い毎年作成する。必要に応じて部活動検討委員会を開催し部活動の運営について協議する。